

意見募集案件	(仮称)北広島市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の制定について
担当課	保健福祉部児童家庭課 電話 011-372-3311 内 801
意見募集期間	平成 26 年 10 月 1 日(水)から平成 26 年 10 月 31 日(金)まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	市役所児童家庭課及び各出張所 北広島市団地住民センター、エルフィンパーク、東記念館、図書館、 大曲ふれあい学習センター(夢プラザ) 市ホームページ、広報北広島 10 月 1 日号(概要のみ)
意見の提出方法・ 提出先	・書面(様式自由)による提出 ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)
	保健福祉部児童家庭課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-373-6805 電子メールアドレス: jidou@city.kitahiroshima.hokkaido.jp
検討結果の公表予 定時期	市ホームページにて平成 26 年 11 月頃公表予定 検討を終えたときは、意見の概要・意見に対する市の考えや案を修正したときはその内容を公表します。
対象となる政策等 の内容	(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 平成 24 年 8 月 22 日に「子ども・子育て支援法」(平成 24 年法律第 65 号)、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」(平成 24 年法律第 66 号)及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 24 年法律第 67 号)が公布され、幼稚園・保育園が公的給付制度に移行することとなっています。その中で、正当な理由なく給付に係る調査等を拒むなど不誠実な対応を行う事業者、保護者などに対し、市町村が条例により過料を科すことができることとされました。 (2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) 別紙のとおり (3) その案の根拠となる法令等 子ども・子育て支援法 (4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) 給付に係る調査等を拒むなど不誠実な対応を行う事業者、保護者などに対し、市が過料を科すこととなります。
対象となる政策等 の原案	別添資料のとおり。
その他	・パブリックコメント後のスケジュール 平成 26 年 11 月～12 月(予定) パブリックコメント意見集約・反映・公表、市議会・各種審議会での審議、条例改正 平成 27 年 4 月 1 日(予定) 条例施行